



埼玉県報

第 3033 号
平成 30 年(2018 年)
8 月 31 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

告示

- 電子帳票ソフトウェア等賃貸借に関する入札公告（情報システム課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 元荒川上流土地改良区の土地改良事業新谷田地区（農業用排水事業）の工事完了（さいたま農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 森林法第 189 条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 高度分析システム構築業務委託に関する落札者等の公示（会計課）
- 一般国道 122 号の区域の変更（さいたま県土整備事務所）

- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センターの放射線治療計画 C T 装置の調達に関する入札公告（経営管理課）

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病虫害防除所）

正誤

- 埼玉県告示第 737 号中訂正（財政課）

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月 31 日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第 8 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、2 以上の警察署長に申請書を提出する場合は、申請に係るいずれかの警察署長を経由して、当該場所を管轄する警察署長に提出することができる。

別記様式第 8 を次のように改める。

別記様式第8（第6条関係）

駐 車 許 可 申 請 書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">申請者 住所 氏名</p>					
駐 車 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
駐 車 の 時 間	各日	午前・午後 午前・午後	時 分から 時 分まで		
駐 車 の 場 所					
駐 車 の 方 法					
車 両 の 種 別	車 種	車 名	登 録（車 両）番 号		
駐 車 を 必 要 と す る 理 由					
第 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり駐車を許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">警察署長 印</p>				条 件	
条 件					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年9月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にされている改正前の埼玉県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第6条第3項の規定によりされた許可の申請は、改正後の埼玉県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第6条第3項の規定によりされた許可の申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則第6条第4項の規定により交付を受けている駐車許可証は、新規則第6条第4項の規定により交付を受けた駐車許可証とみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記様式第8による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

告 示

埼玉県告示第九百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

電子帳票ソフトウェア等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年2月1日（金）から平成36年1月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

- (6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム開発・集中化担当 相浦 電話048-830-2284（直通）
電子メールa2290-25@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年10月10日（水）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年10月9日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年10月9日（火）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成30年10月10日（水）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年9月21日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年9月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Lease of Digital Media (Software) for the Electronic Form System, etc.

(2) Time-limit for tender:

By the Electronic Bidding System; 9:30 a.m., October 10, 2018

By registered mail or in person; 5:00 p.m., October 9, 2018

(3) Contact point for the notice:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone 048-830-2284

告示

埼玉県告示第九百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人財団 健和会 みさとホームケア診療所	医療法人財団 健和会	三郷市鷹野五―五五五 二階	平成三十年八月一日
草加西口大腸肛門クリニック	医療法人社団 益志会	草加市氷川町二―四四―一 アークプラザⅡ 三F	平成三十年八月一日
つだ皮ふ科	医療法人 和明会	草加市氷川町二―二四―二 オリビア二階	平成三十年七月一日
みらいず眼科	小笠原 幹 英	朝霞市青葉台一―三―二 青葉台メデイカルプラザ一F	平成三十年六月一日
清水内科	医療法人 清水内科	熊谷市上之一五六二―一	平成三十年七月一日

看護 春日部武里 訪問 S O M P O ケア	角栄訪問看護ステ ーション あかり 株式会社	スギ薬局 丸広入 間店 スギ薬局 株式会社	田辺薬局 有限会社 田辺薬局	スギ薬局 新所沢 店 スギ薬局 株式会社	フローラ薬局 和 光店 ソユーズ株 式会社	ふくもと調剤薬局 株式会社 K F Y メデイ カル
春日部市大場一三三八 一 高橋第三店舗一F	一 坂戸市西坂戸四二二三	一 入間市豊岡一六二二 丸広百貨店入間店地下 階	一 所沢市日吉町一六一六	一 所沢市北所沢町二〇五八	一 和光市丸山台二二二九	一 富士見市ふじみ野東三一一 八
平成三十 年七月一 日	平成三十 年七月一 日	平成三十 年七月一 日	平成三十 年七月二 日	平成三十 年七月一 日	平成三十 年八月一 日	平成三十 年八月一 日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
長田 優作		カナオ治療院	川越市並木八六四	平成三十年 七月三十一日
木下 裕子		カナオ治療院	川越市並木八六四	平成三十年 七月三十一日
川村 裕章		カナオ治療院	川越市並木八六四	平成三十年 七月三十一日
杉田 裕一		セリオ治療院 本庄	本庄市前原二―六―一 五	平成三十年 七月一日
新井 努		セリオ治療院 本庄	本庄市前原二―六―一 五	平成三十年 七月一日
高濱 千鶴 子		FCSマッサージ 指圧治療院	東京都府中市宮西町三 ―二―六 リンデン ハイム府中二F	平成三十年 八月一日
戸田 元希		巢鴨鍼灸指圧 亀有院	東京都葛飾区亀有五― 三―六 ソレイユ吉田 一〇三号	平成三十年 八月一日
田中 淳		巢鴨鍼灸指圧 亀有院	東京都葛飾区亀有五― 三―六 ソレイユ吉田 一〇三号	平成三十年 八月一日

遠藤 準子	中川 貴子	鹿島 美幸	露久保 敦	神田 茂	堀川 亨	佐藤 直樹	下平 秀樹	酒井 伸和
なごみ鍼灸整体院	からだ元気治療院 練馬・板橋・和光 店	はりきゆうあんま ねこのて	訪問マッサージ 縁	足立カナオマッサ ージ治療院	カナオ治療院	カナオ治療院	カナオ治療院	カナオ治療院
鶴ヶ島市中新田三三 ー七	東京都練馬区旭町三 ー一九ー八 増美ハ イツー〇〇号	比企郡鳩山町楓ヶ丘 四ー九ー三	上尾市中分一ー一七 ー一九	東京都足立区江北二 ー三三ー一一ー七	川越市並木八六四	川越市並木八六四	川越市並木八六四	川越市並木八六四
平成三十年 八月一日	平成三十年 七月一日	平成三十年 七月一日	平成三十年 七月二十四 日	平成三十年 八月一日	平成三十年 七月三十一 日	平成三十年 七月三十一 日	平成三十年 七月二十七 日	平成三十年 七月三十一 日

告示

埼玉県告示第九百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前		変更後	
	開設者	名称	開設者	名称	開設者	名称
医療法人 本庄皮膚科医院	医療法人 本庄皮膚科医院	形成外科医院	医療法人 本庄皮膚科医院	形成外科医院	医療法人 本庄皮膚科医院	医療法人 本庄皮膚科医院
ほりの眼科	開設者	名称	柳田眼科	柳田眼科	ほりの眼科	ほりの眼科
医療法人 慶桜会 大塚産婦人科小児科医院	名称	大塚産婦人科医院	医療法人社団 柳田眼科	柳田眼科	医療法人社団 柳田眼科	医療法人社団 柳田眼科
株式会社 スマイルファーマ のぞみ薬局 ふじみ野店	名称	やまどり薬局	医療法人社団 柳田眼科	柳田眼科	医療法人社団 柳田眼科	医療法人社団 柳田眼科
アイビー薬局 大枝店	開設者	有限会社 アイビーフアルマ	有限会社 アイビーフアルマ	有限会社 アイビーフアルマ	株式会社 アイビーフアルマ	株式会社 アイビーフアルマ
アイビー薬局 アルファ	開設者	有限会社 アイビーフアルマ	有限会社 アイビーフアルマ	有限会社 アイビーフアルマ	株式会社 アイビーフアルマ	株式会社 アイビーフアルマ

二 指定施術機関

氏名		変更事項	
変更前		変更後	
根津 伸彦	天地 雄哉	小木曾 健豊	
施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	名称
さいたま市桜区西堀 八―一四―二三― 二F	ハートフル鍼灸マッ サージ院	新座市野火止六― 一四―一八 ヴァ ンベール二〇二	はつとり はりきゅ う接骨院（宮原西 院）
久喜市久喜中央二 ―四―二八 一〇 二	訪問医療マッサージ K E i R O W 久喜 ステーション	新座市野火止五― 一六―三〇 ハイ ムウチノ二〇一	はつとり はりきゅ う接骨院（宮原西 院） はつとり はりきゅ う接骨院（日進院）
		さいたま市北区宮原 町三―五六七―四	さいたま市北区宮原 町三―五六七―四
		さいたま市北区日進 町二―一一〇〇	さいたま市北区日進 町二―一一〇〇

告示

埼玉県告示第九百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	廃止年月日
津田皮膚科	草加市氷川町二一四九―二 藤城ビル二F	平成三十年六月三十日
医療法人社団 医風会 石山クリニック	狭山市水野一二四五―二	平成三十年六月三十日
東入間医師会第二診療所	富士見市鶴馬三三五―二	平成三十年三月二十六日
清水内科	熊谷市上之一五六―一	平成三十年六月三十日
新座眼科	新座市東北二―三二―一二	平成三十年四月三十日
プラムの里診療所	桶川市川田谷字本沢六二二―三	平成三十年四月一日
金子歯科医院	久喜市栄一―二―一 グロリエビル I 二階	平成二十九年十月三十一日
中村歯科	蕨市錦町四―七―三	平成二十九年十二月二十七日

医療法人社団 正基会 歯科診療所 デンタルQ	入間市上藤沢四六二―イオン入 間ショッピングセンター2F	平成三十年六 月三十日
医療法人 邦歯会 西村 歯科医院	蓮田市東五―二―一三 NKB3F	平成二十八年 三月二十一日
くぼ薬局	上尾市久保四五七―七四	平成三十年六 月三十日
有限会社 ささき薬局	草加市氷川町二―二七―四	平成三十年六 月三十日
たんぼぼ薬局 志木店	志木市本町六―二三―一三	平成三十年六 月三十日
有限会社 田辺薬局	所沢市日吉町一―一七 西村ビル	平成三十年 七月一日
狭山水野薬局	狭山市水野一―二三五―一二	平成三十年七 月二十一日
有限会社 ユニコ調剤薬 局 若葉店	坂戸市関間四―一五―一八	平成二十九 年十月一日
訪問看護ステーション・ 織姫	狭山広瀬東三―一六―一四	平成二十九 年三月三十一日
ジャパンケア 春日部武 里	春日部市大場一―三八―一 三店舗1F 高橋第	平成三十年六 月三十日
日生訪問看護ステーション 朝霞	朝霞市溝沼七―八―三〇	平成三十年四 月三十日

告示

埼玉県告示第九百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称		所在地		開設者名		サービスの種類		指定年月日
オレンジ薬局		富士見市 ふじみ野東 一〇二		株式会社 明宝		介護予防 管理指導	居宅療養 管理指導	平成二十五年 四月一日
谷塚歯科 クリニック		草加市瀬崎 三―四―二八 メゾンフジ一階		鵜鷹 佐知子		介護予防 管理指導	居宅療養 管理指導	平成二十九年 九月一日
つつじ野 調剤薬局		狭山市広瀬 三―二―七		株式会社 アゼリア		介護予防 管理指導	居宅療養 管理指導	平成三十年 六月一日
エンジェル歯科 クリニック		所沢市元町 二八―九 フォーラス タワー一〇六		青木 加奈枝		居宅療養 管理指導		平成三十年 七月一日

狭山水野薬局		カワチ薬局 春日部店		狭山中央歯科		このす共生園 介護支援 センター		あかり薬局		新座薬局	
二一狭 二山市 三三水 五野 一		三春日 一市 一豊 一町 二		一六狭 一山 四市 九中 一央 二		四鴻 〇巢 九市 一↓ 一谷		一 一↓ 二市 一前 七原		一 一↓ 七市 一東 三北	
株式会社 アゼリア		株式会社 カワチ薬品		田中 秀邦		医療法人社団 鴻愛会		株式会社 萩原薬局		株式会社 サンドラッグ フアー マシ ーズ	
管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅療 指導養	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅療 指導養	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅療 指導養	支居 援宅介 護		管居 理宅療 指導養		管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理宅療 指導養
平成三十 年 六月一日		平成三十 年 九月一日		平成三十 年 七月一日		平成二十四 年 四月一日		平成三十 年 二月一日		平成三十 年 四月一日	

告示

埼玉県告示第九百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
北埼玉医師会 訪問看護 ステーション	事業者 名称	社団法人 北埼玉郡市 医師会	一般社団 法人 北埼玉 医師会	訪問看護 介護予防訪問看護
パナソニックエイジ フリーシヨップ 蓮田・白岡	事業者 名称	有限会社 黒須金物	株式会社 CROS	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具 販売
松井東地域包括 支援センター	事業所 所在地	所沢市 坂之下 九四一―三	所沢市 下安松 四九六三―	介護予防支援

ク リ ニ ツ ク	エ ン ジ エ ル 歯 科
名 称	事 業 者
	菱 田 加 奈 枝
	青 木 加 奈 枝
	居 宅 療 養 管 理 指 導

告示

埼玉県告示第九百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
あけのほし デンタル クリニック	ふじみ野市 上福岡 六―四―五 メデイカル センター上福岡 二F	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成二十七年 十月三十一日
有限会社田辺薬局	所沢市日吉町 一―一―七 西村ビル	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成三十年 七月一日
柳原薬局	所沢市 星の宮 一―三―一	介護予防 居宅療養管理指導	平成三十年 七月三十一日

<p>新座志木 ジャパンケア</p>		<p>特別養護老人 ホーム 三郷藤光苑</p>		<p>デイサービス センター 遊・春日部花積</p>		<p>オレンジ薬局</p>		<p>狭山水野薬局</p>		<p>つつじ野調剤薬局</p>	
<p>新座市東北 二―二四―三七 浜田貸店舗一階</p>		<p>三郷市彦野 一―二〇―二</p>		<p>春日部市花積 一〇八―五</p>		<p>富士見市ふじみ野東 一―一六―四 ベラヴィスタ一〇二</p>		<p>狭山市水野 一―二三―五―一二</p>		<p>狭山市上広瀬宮の脇 一八〇―五―五</p>	
<p>介護予防訪問介護</p>	<p>訪問介護</p>	<p>介護老人福祉施設</p>		<p>介護予防通所介護</p>	<p>通所介護</p>	<p>居宅療養管理指導</p>		<p>介護予防 居宅療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>	<p>介護予防 居宅療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>
<p>平成三十年 六月三十日</p>		<p>平成三十年 七月三十一日</p>		<p>平成三十年 八月三十一日</p>		<p>平成二十五年 三月三十一日</p>		<p>平成三十年 七月二十一日</p>		<p>平成十九年 四月三十日</p>	

デイサービス
センター
遊・熊谷銀座

熊谷市銀座
一―一―五―一

通所介護

介護予防通所介護

平成三十年
八月三十一日

告示

埼玉県告示第九百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ久喜

埼玉県久喜市本町七丁目千百四十六番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八―八

ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 松下展千

神奈川県相模原市南区古淵二―十四―二十

株式会社あさひ 代表取締役 下田佳史

大阪府大阪市都島区高倉町三―十一―四

（変更後）株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八―八

ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 堀内康隆

神奈川県相模原市南区古淵二―十四―二十

株式会社あさひ 代表取締役 下田佳史

大阪府大阪市都島区高倉町三―十一―四

ハ 変更年月日

平成三十年一月一日外

二 届出年月日

平成三十年八月十七日

二 縦覧期間

平成三十年八月三十一日から平成三十年十二月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年八月三十一日から平成三十年十二月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の三第一項の規定により、元荒川上流土地改良区から次の土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事 業

農業用排水事業

二 地 区

新谷田地区

三 工 事 完 了 年 月 日

平成二十二年九月三十日

告示

埼玉県告示第九百四十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
Sweet Dairy株式会社	埼玉県秩父市下吉田四千百六番地	埼玉県秩父市下吉田字釜ノ上四千百四番一ほか一筆	一、一六六
関根 かず江	埼玉県秩父市太田百七十三番地一	埼玉県秩父市太田字奈良川二百六十七番一ほか五筆	五、二九七
岡田 和夫	埼玉県加須市中種足千二百二十九番地	埼玉県加須市中種足字二番百七十三番ほか一筆	一、〇五八
橋本 早苗	埼玉県加須市戸室千二百四十九番地	埼玉県加須市戸室字十二番千二番一	七九五
細野 晴樹	埼玉県加須市上種足千二百四十三番地九	埼玉県加須市上種足五千八百二十九番	一、三六六
若山 幸夫	埼玉県加須市戸室千百七十四番地四	埼玉県加須市戸室字十二番千百二番一	一、〇三四
岩崎 富夫	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千三百三十二番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田字榎四千四百五十四番	二、一九三

鈴木 忠司	小岩井 仁	高柳 幸夫	鈴木 和市	神山 昌美
埼玉県比企郡吉見町大字和名九百八十四番地	埼玉県比企郡吉見町大字上砂三百五十四番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田千五十七番地三	埼玉県比企郡滑川町大字山田二千二百七番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千三百二十四番地
埼玉県比企郡吉見町大字久米田字一ノ耕地六十二番一ほか一筆	埼玉県比企郡吉見町大字上砂字加沼六百七十七番ほか一筆	埼玉県比企郡滑川町大字中尾字下田五百四十番一ほか八筆	埼玉県比企郡滑川町大字山田字清水三千五番	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字谷ノ前五千五百六番
三、三六三	四、一九〇	四、五五一	一、二九五	八一二

二 認可年月日

平成三十年八月二十四日

告示

埼玉県告示第九百四十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
株式会社こばやし農園	埼玉県さいたま市緑区中野田千一番地一	埼玉県さいたま市緑区大字三浦四十分番一筆	二、七〇〇
椎貝 利夫	埼玉県さいたま市北区日進町二丁目千二百九十七番地二	埼玉県さいたま市見沼区大字片柳字荒神九百五十二番一	七三五
新井 秀和	埼玉県行田市持田一丁目二番二十六号	埼玉県熊谷市池上字向釜二百五十八番	一、四五六
石井 義一	埼玉県熊谷市池上四百七十四番地一	埼玉県熊谷市池上字鶴巻十七番ほか七筆	二〇、〇六九
大澤 力也	埼玉県熊谷市池上七百十八番地	埼玉県熊谷市池上字鶴巻二十三番一ほか十四筆	一八、五八八
西村 浩一	埼玉県行田市小敷田二十六番地	埼玉県熊谷市池上字稻荷前百四十八番	三、〇六九

アグリグリーン株式会社	山口 実	アグリグリーン株式会社	福田 則雄	藤間 由明	柏崎 尚	小野原 新吉	村田 昇	村田 茂	三村 勝己	堀口 和夫
埼玉県久喜市菖蒲町小林三千四百十一番地一	埼玉県蓮田市大字駒崎二十四番地二一	埼玉県久喜市菖蒲町小林三千四百十一番地一	埼玉県加須市中種足二千六百六十三番地	埼玉県加須市戸崎千四百二十一番地	埼玉県加須市根古屋六百四十四番地十七	埼玉県加須市道目千五百六十五番地	埼玉県熊谷市池上三百八十九番地二一	埼玉県熊谷市池上五百六十六番地	埼玉県行田市大字持田二千百五十二番地	埼玉県熊谷市池上五百八番地三
埼玉県白岡市荒井新田字下荒井ヶ崎九百七番ほか十二筆	埼玉県蓮田市大字上平野字下綾瀬二百八十一番一	埼玉県久喜市菖蒲町小林字小田八千八百五十一番一ほか一筆	埼玉県加須市中種足三千七百九番ほか二筆	埼玉県加須市戸崎字沼通千四百八十九番一	埼玉県加須市麦倉字本村百二十五番七ほか二筆	埼玉県加須市道目字新堀外七百七十三番一ほか九筆	埼玉県熊谷市池上字稻荷前百六十番一	埼玉県熊谷市池上字鶴巻百十六番一ほか二筆	埼玉県熊谷市池上字鶴巻九十八番ほか一筆	埼玉県熊谷市池上字向釜二百四十三番
一五、九九六	九三四	八、一七六	一〇、七二三	九九二	三、一〇八	九、四二〇	二、八四〇	五、三八三	二、一一六	二、二四二

アルファイノベーション株式会社	埼玉県白岡市下大崎千二百七十四番地一	埼玉県白岡市柴山字稻荷崎五百一番ほか十六筆	二一、五二七
株式会社 関田農園	埼玉県春日部市中央三丁目一番地七	埼玉県白岡市上野田字大日百五十五番一ほか三十六筆	三〇、九九五
合同会社神花園	埼玉県秩父郡皆野町大字国神八百二十四番地	埼玉県秩父郡皆野町大字国神字北田代八百五十五番一ほか一筆	二、八〇七

二 申請年月日

平成三十年八月二十二日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成三十年八月三十一日から平成三十年九月十四日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を飯能市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 所在が不明な者の氏名（又は名称）
高橋満、久保田宗二、高塩ヤス子
- 二 通知の要旨
 - イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成三十年八月十四日付埼玉県告示第八百九十三号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。

告 示

埼玉県告示第九百四十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目五百九番地

株式会社エフ

二 取消年月日

平成三十年八月二十三日

告 示

埼玉県告示第九百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
高度分析システム構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年7月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 落札金額
436,280,040円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年6月1日

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで</p> <p>同市本町一丁目二七番一地先</p>	<p>先から</p> <p>川口市本町二丁目一七九番九地</p>	<p>区 間</p>
<p>九〇・九〇</p> <p>）</p> <p>二五・〇〇</p>	<p>八二・四〇</p> <p>）</p> <p>一七・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二四五・〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成三十年八月三十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

第三号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成三十年八月 二十七日	指定の年月日
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形字立ヶ瀬二百四十 二番十	指定に係る道路の位置
五十六・八二三	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年八月三十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年八月二十七日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内十街区八画地地先から十街区五画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内十街区五画地地先から十街区四画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内三十四街区十四画地地先から三十四街区九画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二十四・七三</p> <p>二十三・〇〇</p> <p>八十四・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>八・〇</p> <p>八・〇</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

放射線治療計画CT装置 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年3月31日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 石井

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問
合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 用度担当 森田

電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情
報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成30年
10月11日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年10月10日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成30年10月11日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成30年9月18日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年9月5日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Radiation treatment planning CT apparatus

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., October 11, 2018 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., October 10, 2018)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成30年6月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
混合有機質肥料	株式会社 コバヤシユニオン	グリーンKB-SP	TN、TP、Cd、As				
副産石灰肥料		卵殻48号	AL				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、AL－アルカリ分、Cd－カドミウム、As－ひ素

雑 報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成30年6月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果									備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCa (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
堆肥	比留間運送株式会社	野菜発酵肥料	0.6	0.2	0.5	5.1	23	61	13	60.1		
		コンポ100	1.7	0.8	0.7	7.1	22	59	10	31.0		
		BF-II	0.4	0.2	0.2	11.1	43	85	7	45.0		
	株式会社サニタリー センター	カインズリサイクル堆肥	3.1	1.6	0.9	2.1	10	44	9	22.2		
	大村商事株式会社	土がよくなる堆肥	1.6	0.7	1.0	5.8	40	126	11	39.7		
	有限会社埼玉フーズ	循環	0.8	0.5	0.6	1.3	10	48	17	63.5		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
第五十六条第七項の規定により、平成三十年六月に収去した飼料等の試験結果の概
要を次のとおり公表する。

平成三十年八月三十一日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(輸入業者) K A Iエンタープライズ	埼玉糧穀株式会社 寄居倉庫 埼玉県寄居町	乾牧草	スーダングラス	30.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
(輸入業者) 富士農産株式会社 群馬県前橋市	同上	同上	チモシー	30.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
(販売業者) 株式会社かっぱフーズ 東京都新宿区	同上	同上	アルファルファ	30.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
(輸入業者) 兼松株式会社 東京都港区	同上	同上	バミュダグラス	30.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
(輸入業者) 富士農産株式会社 群馬県前橋市	小山商事株式会社 埼玉県行田市	同上	カナダチモシー①	30.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
(販売業者) ティーエム株式会社 千葉県市原市	同上	同上	カナダチモシー②	30.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
(輸入業者) 株式会社アイ・コーポレーション 東京都新宿区	同上	同上	オーツヘイ	30.4	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	同上	アルファルファ	30.5	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	同上	トールフェスク	30.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

正 誤

埼玉県告示第七百三十七号（平成三十年七月一日号外第十二号）中訂正

ページ 行

三十 前から八

誤

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金拠出金に対する増資による増加

正

公益社団法人埼玉県農林公社に対する出資金が一部返還されたことによる減少

ページ 表 表中

三十一 第十九表 「出資による権利」項中、「平成30年3月31日現在」欄

中、「普通財産」

誤

188,433,980

正

188,360,330

ページ 表 表中

三十一 第十九表 「出資による権利」項中、「平成30年3月31日現在」欄

中、「計(B)」

誤

188,433,980

正

188,360,330

ページ 表 表中

三十一 第十九表 「証券による権利」項中、「増減」欄中、「(B)-(A)」

誤

50,766

正

△22,884